

2年以上の実務経験がなくても「講習修了」で登録できます。

日建学院

[登録実務講習 実施機関(5) 第3号]

宅建

2019年講習案内

実務講習

宅地建物取引士



受講者募集中!

1月コース・**2**月コース
4月コース・**8**月コース・**10**月コース

お申し込み方法は**2**通り

インターネットでお申込み

日建学院ホームページへGO!! www.nik-g.com

お支払い完了で直ちに会場が確定! インターネット割引も!
今年の日建学院はインターネットお申込みが断然お得です!

郵送でお申込み

中面の「受講申込書」をご利用ください。
「受講申込書」到着3日程度で会場が確定!

日建学院
ホームページ

<http://www.nik-g.com>



コール
センター



0120-243-229

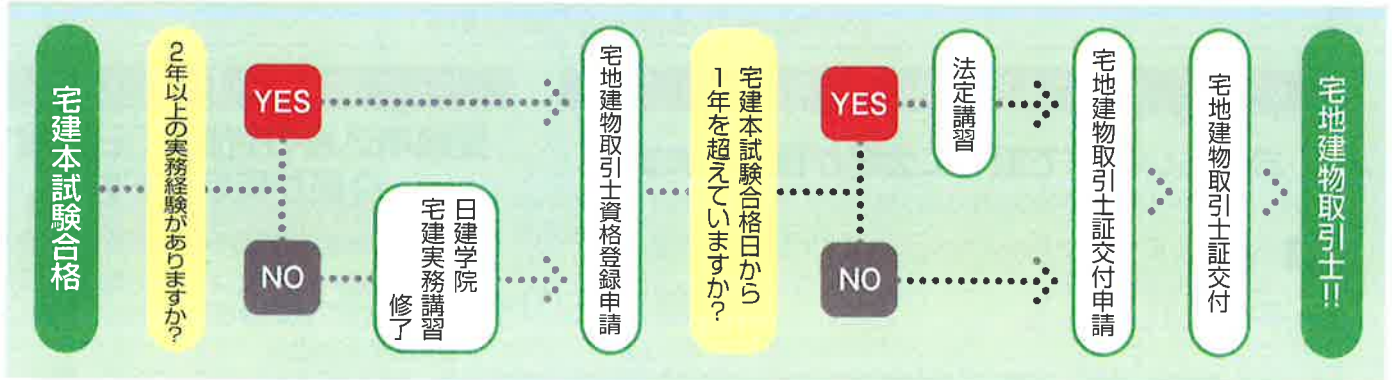
受付/AM10:00~PM5:00(土・日・祝日及び12/28~1/6は除きます)

講習のご案内

宅建実務講習とは

宅地建物取引士試験の合格者が都道府県知事の資格登録を受けるためには、宅地建物の取引に関して**2年以上の実務経験**が必要です。2年以上の実務経験を有しない方については、「宅建実務講習(登録実務講習。以下、「本講習」という)を修了することにより、2年以上の実務経験を有する者と同等以上の能力を有する者として、宅地建物取引士資格登録を受けることができる。」との旨が規定されています。つまり、**宅建業の実務経験のない方が、宅地建物取引士資格登録を受けるには、本講習を受講し、修了することが必須**なのです。

合格から宅地建物取引士証交付まで



受講資格

本講習は、宅建試験合格者だけを対象とするものです。受講申込みの際には、**受講申込書に、本試験の合格証書に記載されている合格年度・受験した都道府県名・合格証書番号を必ず記載したうえで、合格証書の写し(コピー)を同封**してください。

※合格証書の写しの同封または別途送付(又はFAXあるいはメール)はお申込み**に必須**です。写しをお送りいただけない方については修了試験を受験することができませんので、ご注意ください。合格証書を紛失された方は、下記記載の一般財団法人 不動産適正取引推進機構までお問い合わせください。

◎ 合格証書を紛失された場合のお問い合わせは…

■ 一般財団法人 不動産適正取引推進機構



<http://www.retio.or.jp/>



TEL 03-3435-8181

※宅配便で発送いたしました教材を、スクーリング開始日のおよそ1ヶ月前までにお受け取りにならない場合には、お受け取りいただけない理由の如何を問わず、スクーリングを受講できません。

講習の流れ

お申込み

本講習は、定員制になっています。会場ごとに定員が定められ、満席になり次第、受付を終了します。

通信講座

テキスト・DVD・自宅学習用問題を使用して、自宅学習を行ってください(およそ1ヶ月間)。

スクーリング

会場にて、2日間の演習を実施します。

修了試験

修了試験は90分の制限時間内で、4肢択一式20問の「択一式」と記述式20問の「記述式」を実施します。

修了証交付

修了試験において、「択一式」、「記述式」それぞれ8割以上の得点をされた方に対して、「登録実務講習修了証」を交付いたします。